

7 山形県屋外広告物条例施行規則様式

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名 印
電 話 番

屋外広告物許可申請書

次のとおり広告物を表示（掲出物件を設置）したいので許可されるよう申請します。

種 別		面 積	m ²	数 量	
表 示 又 は 設 置 場 所					
管 理 者	住 所	電 話 番			
	氏 名		職 業		
工 事 施 工 者	住 所	※ 電 話 番			
	氏 名	※			
表 示 又 は 設 置 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
短 期 的 かつ 定 期 的 な 変 更 の 予 定 の 有 無	有 () ごと) ・ 無				
工 事 予 定 期 間	※ 着 工 年 月 日		※ 完 成 年 月 日		
他 法 令 と の 関 係	道 路 占 用 の 許 可	要	不要		
	道 路 使 用 の 許 可	要	不要		
	建 築 確 認	要	不要		
	地 区 計 画 の 届 出	要	不要		

許 可 書		
指令 第	号	
この申請を（次の条件を付し）許可する。		
年	月	日
		山形県知事 氏 名 印
条件		

- (注) 1 ※欄は、はり紙、はり札等及び立看板等については記入する必要はない。
- 2 「他法令との関係」欄で許可等の必要があるものにあつては、当該許可等に係る許可書等の写しを添付すること。
- 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき確認済証の交付を受けなければならない広告物又は掲出物件にあつては、当該確認済証の写しを添付すること。

様式第1号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

屋 外 広 告 物 届 出 書

山形県屋外広告物条例第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

種 別		面 積	m ²	数 量	
表 示 又 は 設 置 場 所					
工 事 施 工 者	住 所	※ 電 話 番			
	氏 名	※			
表 示 又 は 設 置 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
短期的かつ定期的な 変更の予定の有無	有 () ごと) ・ 無				
工 事 予 定 期 間	※着工 年 月 日		※完成 年 月 日		
他法令との関係	道路占用の許可	要 不要			
	道路使用の許可	要 不要			
	建 築 確 認	要 不要			
	地区計画の届出	要 不要			

- (注) 1 ※欄は、はり紙、はり札等及び立看板等については記入する必要はない。
- 2 「他法令との関係」欄で許可等の必要があるものにあつては、当該許可等に係る許可書等の写しを添付すること。
- 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき確認済証の交付を受けなければならない広告物又は掲出物件にあつては、当該確認済証の写しを添付すること。

様式第2号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

電 話

番

屋外広告物更新許可申請書

次のとおり広告物を引き続き表示したいので許可されるよう申請します。

種 別		面 積	m ²	数 量	
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	指 令 第 号		
表 示 又 は 設 置 場 所					
前 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
更 新 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
短期的かつ定期的な 変更の予定の有無	有 () ごと) ・ 無				
管 理 者	住 所	電 話			
	氏 名		職 業		
他法令との関係	道路占用の許可	要 不要			
	道路使用の許可	要 不要			
	建 築 確 認	要 不要			
	地区計画の届出	要 不要			

許 可 書

指令 第 号

この申請を（次の条件を付し）許可する。

年 月 日

山形県知事 氏 名 印

条 件

（注）条例第3条第1項の規定による許可を受けた時点から新たに他法令に基づく許可等を受け、又は当該時点で受けていた他法令に基づく許可等に変更があつたときは、当該許可等に係る許可書等の写しを添付すること。

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

電 話

番

屋外広告物変更許可申請書

次のとおり変更したいので申請します。

種 別		面 積	m ²	数 量	
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	指 令 第 号		
表 示 又 は 設 置 場 所					
変 更 事 項					
変 更 の 理 由					
管 理 者	住 所	電 話			
	氏 名		職 業		
工 事 施 工 者	住 所	※ 電 話			
	氏 名	※			
工 事 予 定 期 間	※着工 年 月 日		※完成 年 月 日		
他 法 令 と の 関 係	道路占用の許可	要 不要			
	道路使用の許可	要 不要			
	建 築 確 認	要 不要			
	地区計画の届出	要 不要			

許 可 書			
指令 第	号		
この申請を（次の条件を付し）許可する。			
	年	月	日
		山形県知事 氏	名 印
条 件			

- (注) 1 ※欄は、はり紙、はり札等及び立看板等については記入する必要はない。
- 2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた時点から新たに他法令に基づく許可等を受け、又は当該時点で受けていた他法令に基づく許可等に変更があったときは、当該許可等に係る許可書等の写しを添付すること。

様式第3号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

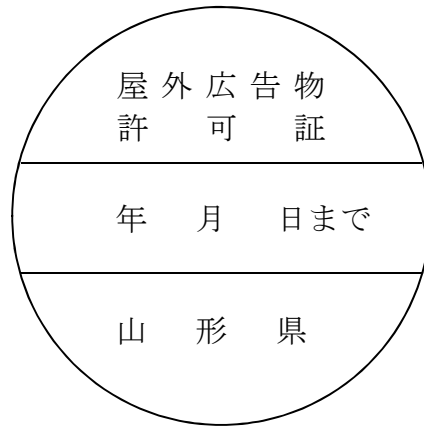
屋 外 広 告 物 変 更 届 出 書

山形県屋外広告物条例第7条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

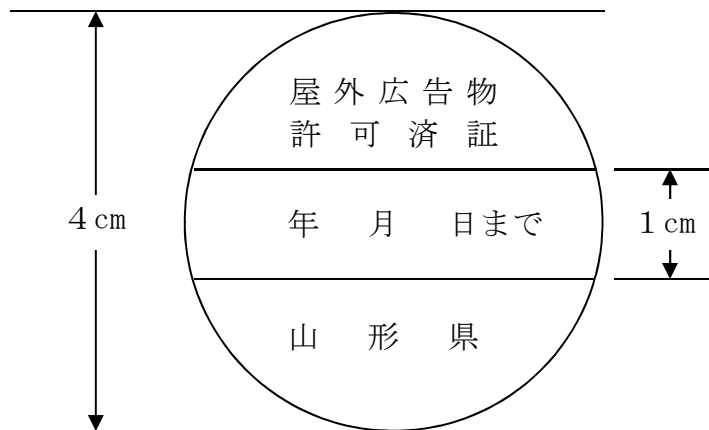
種 別		面 積	m ²	数 量	
表 示 又 は 設 置 場 所					
変 更 事 項					
変 更 の 理 由					
工 事 施 工 者	住 所	※ 電 話			
	氏 名	※			
工 事 予 定 期 間	※着工 年 月 日		※完成 年 月 日		

(注) ※欄は、はり紙、はり札等及び立看板等については記入する必要はない。

様式第4号



様式第5号



様式第5号の2

年 月 日

山形県知事 殿

報告者 住所

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

屋外広告物安全点検結果報告書

山形県屋外広告物条例第12条の2第2項の規定により、次のとおり報告します。

種 別		許可年月日	年 月 日	番 号	指令 第 号
表示又は設置場所					
設 置 年 月 日	年 月 日		点 検 年 月 日	年 月 日	
点 検 者	氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号				
	資 格 名 称				
点検	点 検 内 容			異常	改 善 の 概 要
上 部 構 造 ・ 基 礎 部	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき		有 無	
	2	基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常		有 無	
	3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		有 無	
支 持 部	1	鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間		有 無	
	2	鉄骨接続部（ボルト・ナット・ビス）のゆるみ、欠落		有 無	
取 付 部	1	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形		有 無	
	2	ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化		有 無	
	3	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常		有 無	
広 告 板 ・ 文 字	1	広告板面・文字等の汚れ、変色、さび		有 無	
	2	広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落		有 無	
	3	枠組み部材の破損、ねじれ、腐食		有 無	
照 明 装 置	1	蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光		有 無	
	2	照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水		有 無	
	3	ネオン管・サポート類の破損		有 無	
	4	ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良		有 無	
そ の 他	1	付属部材（※）の腐食、損傷		有 無	
	2	避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷		有 無	
	3	その他点検した事項（ ）		有 無	

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他の付属品

（注） 広告物の種別に応じ、該当する点検項目について記入すること。

様式第6号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称
及び代表者氏名

電 話

屋外広告物除却届

次のとおり除却したので届け出ます。

種 別	面積	m ²	数量
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	指 令 第 号
表 示 又 は 設 置 場 所			
除 却 事 由			
除 却 完 了 の 日	年 月 日		

様式第7号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称
及び代表者氏名

電 話

屋外広告物管理者設置(変更)届

次のとおり広告物(掲出物件)に係る管理者を設置(変更)したので届け出ます。

種 別		面積	m ²	数量	
許可年月日	年 月 日	番号	指令	第	号
表示又は 設置場所					
管理者の設置	住 所	電 話			
	氏 名		職 業		
管理者の変更	旧	住 所	電 話		
		氏 名		職 業	
	新	住 所	電 話		
		氏 名		職 業	

様式第8号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称
及び代表者氏名

電 話

屋外広告物設置者等の氏名(住所)変更届

次のとおり氏名(住所)を変更したので届け出ます。

種 別		面積	m ²	数量	
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	指 令 第 号		
表 示 又 は 設 置 場 所					
設 置 者 等 の 氏 名 (住 所)	旧	住 所	電 話		
		氏 名		職 業	
	新	住 所	電 話		
		氏 名		職 業	

様式第9号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称
及び代表者氏名

電 話

屋外広告物工事完成届

次のとおり工事が完成したので届け出ます。

種 別		面積	m ²	数量	
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	指 令 第 号		
表 示 又 は 設 置 場 所					
工 事 施 工 者	住 所	電 話			
	氏 名		職 業		
工事完了年月日	年 月 日				

様式第11号

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は法人にあつては主たる事務所の所在地

届出者 郵便番号

商号、氏名又は法人にあつては名称及び代表者の氏名

電話番号

電子メールアドレス

屋外広告業登録事項変更届出書

次の事項について変更したいので、山形県屋外広告物条例第21条の5第1項の規定により、届け出ます。

登 録 番 号	山形県屋外広告業登録 第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第12号

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は法人にあつては主たる事務所の所在地

届出者 郵便番号

商号、氏名又は法人にあつては名称及び代表者の氏名

電話番号

屋外広告業廃業等届出書

山形県屋外広告物条例第21条の7第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	山形県屋外広告業登録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
廃業等をした屋外広告業者の商号、氏名又は名称	
届 出 の 事 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 解散 5 廃止
届出事由の生じた年月日	年 月 日
屋外広告業者と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

(注)「届出の事由」及び「屋外広告業者と届出者との関係」については、該当するものに丸印を付すこと。

様式第13号の2

年 月 日

山形県知事 殿

市（町・村）長 氏 名 印

広告景観モデル地区指定要請書

山形県屋外広告物条例第17条の2第1項の規定により広告景観モデル地区の指定をして
くださるよう要請します。

添付書類

次の各号に掲げる事項を記載した広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針の原案

- (1) 広告景観モデル地区の名称及び区域
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想
- (3) 良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する規制の基準
- (4) 良好な景観を形成するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する誘導の基準

様式第14号

表

山形県証紙 ちょう付欄	
----------------	--

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は法人にあつては主たる事務所の所在地
申請者 郵便番号

商号、氏名又は法人にあつては名称及び代表者の氏名

印

電話番号
電子メールアドレス

屋外広告業登録申請書

山形県屋外広告物条例 第21条第1項 第21条第3項 の規定により、屋外広告業の登録を申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	山形県屋外広告業登録 第 号
		※登録年月日	年 月 日
県内を営業区域とする営業所等		営業所の名称	
		所在地	
		電話番号	
		業務主任者の氏名	
		業務主任者が有する資格	1 条例第23条第1項第1号の試験の合格者 2 条例第22条第1項の講習会の課程の修了者 3 他の都道府県等が開催する講習会の課程の修了者 4 条例第23条第1項第4号に規定する免許所持者等

- (注) 1 ※印のある欄には新規に登録の申請をする場合は、記入しないこと。
 2 「登録の種類」及び「業務主任者が有する資格」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。

裏

役員の職氏名 (申請者が法人である場合)	職 名		フリガナ 氏 名	
申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名等 (法定代理人が法人である場合においては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	フリガナ 氏 名	住 所		電話番号
		郵便番号		
法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名	職 名		フリガナ 氏 名	
他の地方公共団体における登録番号等	地方公共団体名		登録年月日	登録番号

様式第15号

誓 約 書

私は、山形県屋外広告物条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者氏名又は名称及び代表者の氏名

印

山形県知事 殿

様式第15号の2

登録申請者（本人・法定代理人・法人の役員・法定代理人(法人)の役員）の略歴書

現住所 及び電話番号		郵便番号（ — ）	
		電話番号（ ） —	
フリガナ		生年 月日	年 月 日
商号、氏名 又は名称			
略 歴	期間 自 年月日 至 年月日	職務内容又は業務内容	
賞 罰	年月日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名		印	

様式第16号

山形県証紙 貼付欄	
--------------	--

年 月 日

山形県知事 殿

フリガナ

氏 名

㊞

屋外広告物講習会受講申込書

屋外広告物講習会を受講したいので手数料を添えて次のとおり申し込みます。

生 年 月 日		写真貼付欄 (縦4センチメートル、横3センチメートル) (上半身、無帽、無背景、3月以内に撮影したもの)
住 所	郵便番号 電話番号	
勤 務 先 名 称		
勤 務 先 住 所	郵便番号 電話番号	

様式第17号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
氏 名 印
電 話 番

講習の一部免除承認申請書

私は、次の資格等を有するので、屋外広告物講習科目の一部を免除されるよう申請します。

免除資格等

- 1 建築士法に規定する建築士の資格
- 2 電気工事士法に規定する電気工事士の資格
- 3 電気事業法に規定する（第一種、第二種、第三種）電気主任技術者免状
- 4 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造取付け課程修了者

(注) 1 該当するものに○印を付すること。

2 資格取得者等であることを証する書面を添付すること。

様式第20号

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、氏名又は名称	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	山形県屋外広告業登録 第 号
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の名称	
この営業所の業務主任者の氏名	

様式第21号

注文者	氏名又は名称	
	住所及び電話番号	電話番号 () -
広告物又は 掲出物件	表示又は設置の 場所	
	名称又は種類	
	数量	
	表示又は設置の 年月日	年 月 日
	請負金額	

8 山形県景観形成審議会条例

山形県景観形成審議会条例

令和元年10月8日山形県条例第17号

山形県景観形成審議会条例をここに公布する。

山形県景観形成審議会条例

(設置)

第1条 山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)及び山形県景観条例(平成19年12月県条例第69号)の規定によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県景観形成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年2月8日から施行する。
(山形県屋外広告物条例の一部改正)
- 2 山形県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(山形県景観条例の一部改正)
- 3 山形県景観条例の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に山形県屋外広告物審議会又は山形県景観審議会に諮問されている事項については、審議会に諮問されているものとみなす。

9 關係法令

自然環境保全法（抄）

（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）

（指定）

第 14 条 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林（同条第 1 項後段又は第 2 項後段において準用する同法第 25 条第 2 項の規定により指定された保安林を除く。）の区域を除く。）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。

2～6 略

（指定）

第 22 条 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

(1)～(6) 略

2～7 略

（都道府県自然環境保全地域の指定）

第 45 条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域における自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを都道府県自然環境保全地域として指定することができる。

2 自然公園法第 2 条第 1 号に規定する自然公園の区域は、都道府県自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

山形県自然環境保全条例（抄）

（昭和 48 年 3 月 24 日山形県条例 21 号）

（指定）

第 7 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

(1)～(5) 略

2～9 略

自然公園法（抄）

（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）

（指定）

第 5 条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

3～4 略

（特別地域）

第 20 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 略

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。以下略

(1)～(6) 略

(7) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(8)～(18) 略

4～8 略

9 次に掲げる行為については、第 3 項及び前 3 項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 略

(3) 第 43 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従つて行うもの

(4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

（特別保護地区）

第 21 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 略

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。以下略

- (1) 前条第3項第1号、第2号、第4号から第7号まで、第9号、第10号、第15号及び第16号に掲げる行為
- (2)～(11) 略

4～7 略

8 次に掲げる行為については、第3項及び前2項の規定は、適用しない。

- (1) 公園事業の執行として行う行為
- (2) 略

(3) 第43条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(海域公園地区)

第22条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に、海域公園地区を指定することができる。

2 略

3 海域公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。以下略

- (1) 第20条第3項第1号、第4号及び第7号に掲げる行為
- (2)～(8) 略

4～7 略

8 次に掲げる行為については、第3項及び前2項の規定は、適用しない。

- (1) 公園事業の執行として行う行為
- (2) 略

(3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(普通地域)

第33条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。以下略

(1)～(2) 略

(3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(4)～(7) 略

2～7 略

都市計画法(抄)

(昭和43年6月15日法律第100号)

(都市計画区域)

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2～6 略

(地域地区)

第8条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)

(2)～(5)の2) 略

(6) 景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項の規定による景観地区

(7) 風致地区

(8)～(14) 略

(15) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項の規定による伝統的建造物群保存地区

(16) 略

2～4 略

第9条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

2 第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

3 第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

4 第二種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

- 5 第一種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 6 第二種住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 7 準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 8 田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住居に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 9 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
- 10 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
- 11 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 12 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 13 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 14～21 略
- 22 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。
- 23 略

文化財保護法（抄）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

（指定）

第 27 条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）

第 78 条 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定には、第 28 条第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

3 略

（指定）

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3～6 略

（仮指定）

第 110 条 前条第 1 項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 略

森林法（抄）

（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）

（指定）

第 25 条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第 1 号から第 3 号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあっては、重要流域（2 以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第 3 条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

(1)～(10) 略

(11) 名所又は旧跡の風致の保存

2～4 略

（保安林における制限）

第 34 条 略

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(6) 略

3～4 略

5 都道府県知事は、第 2 項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成

に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。
6～10 略

都市公園法（抄）

（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

(1) 都市計画施設（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第 2 項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

(2) 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ～ロ 略

2～3 略

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（抄）

（昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号）

（保存樹等の指定）

第 2 条 市町村長は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の規定により指定された都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。

2～3 略

法人税法（抄）

（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 公共法人 別表第一に掲げる法人をいう。

(6)～(44) 略

別表第一 公共法人の表（第 2 条関係）

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和 47 年法律第 31 号）
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治 41 年法律第 50 号）
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び同法第 1 条第 1 項（目的等）に規定する個別法

しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定したものに限る。)	
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）
土地改良区	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）
日本放送協会	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）

政治資金規正法（抄）

（昭和 23 年 7 月 29 日法律第 194 号）

（政治団体の届出等）

第 6 条 政治団体は、その組織の日又は第 3 条第 1 項各号若しくは前条第 1 項各号の団体となつた日（同項第 2 号の団体にあつては次条第 2 項前段の規定による届出がされた日、第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第 19 条の 8 第 1 項の規定による通知を受けた日）から 7 日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ 1 人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

- (1) 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党及び政治資金団体を除く。次号において同じ。）
主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会
- (2) 2 以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣
- (3) 政党及び政治資金団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

2～5 略

公職選挙法（抄）

（昭和 25 年 4 月 15 日法律第 100 号）

（選挙運動の期間）

第 129 条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第 86 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 8 項の規定による候補者の届出、第 86 条の 2 第 1 項の規定による衆議院名簿の届出、第 86 条の 3 第 1 項の規定による参議院名簿の届出（同条第 2 項において準用する第 86 条の 2 第 9 項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出）又は第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項若しくは第 8 項の規定による公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

（文書図画の掲示）

第 143 条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 4 号の 2 及び第 5 号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

- (1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- (2) 第 141 条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- (3) 公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- (4) 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- (4) の 2 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

- (4)の3個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。）
- 2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（前項第4号の2の映写等の類を除く。）を掲示する行為は、同項の禁止行為に該当するものとみなす。
 - 3 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター及び同項第5号の規定により選挙運動のために使用するポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第144条の2第1項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者1人につきそれぞれ1枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。
 - 4 第144条の2第8項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第1項第5号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第8項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者1人につきそれぞれ1枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。
 - 5 第1項第1号の規定により選挙事務所を表示するための文書図画は、第129条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。
 - 6 第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター及び同項第5号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第129条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。
 - 7 第1項第1号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。
 - 8 第1項第4号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて二を超えないことができない。
 - 9 第1項に規定するポスター（同項第4号の3及び第5号のポスターを除く。）、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同項第4号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦273センチメートル、横73センチメートル（同項第1号のポスター、立札及び看板の類にあつては、縦350センチメートル、横100センチメートル）を超えてはならない。
 - 10 第1項の規定により掲示することができるちようちんの類は、それぞれ1箇とし、その大きさは、高さ85センチメートル、直径45センチメートルを超えてはならない。
 - 11 第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスターは、長さ42センチメートル、幅10センチメートルを超えてはならない。
 - 12 前項のポスターは、第1項第5号のポスターと合わせて作成し、掲示することができる。
 - 13 第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。
 - 14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第1項第1号及び第2号の立札及び看板の類、同項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第5号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第141条第7項ただし書の規定を準用する。
 - 15 都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。
 - 16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5第1項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。
 - (1)立札及び看板の類で、公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの
 - (2)ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第19項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）
 - (3)政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会（以下この号において「演説会等」という。）の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの
 - (4)第14章の3の規定により使用することができるもの
 - 17 前項第1号の立札及び看板の類は、縦150センチメートル、横40センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところの表示をしたものでなければならない。
 - 18 第16項第2号のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。
 - 19 第16項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

- (1) 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間
- (2) 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該通常選挙の期日までの間
- (3) 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の六月前の日から当該選挙の期日までの間
- (4) 衆議院議員又は参議院議員の再選挙（統一対象再選挙（第33条の2第3項から第5項までの規定によるものを除く。次号において同じ。）を除く。）又は補欠選挙（同条第3項から第5項までの規定によるものに限る。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（同条第7項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第3項から第5項までに規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間
- (5) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙（第33条の2第3項から第5項までの規定によるものを除く。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（同条第7項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のおいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間
- (6) 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第34条第4項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第1項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

（文書図画の撤去義務）

第143条の2 前条第1項第1号、第2号又は第4号のポスター、立札、ちようちん及び看板の類を掲示した者は、選挙事務所を廃止したとき、第141条第1項から第3項までの自動車若しくは船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、又は演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去しなければならない。

（ポスターの数）

第144条 第143条第1項第5号のポスターは、次の区分による数を超えて掲示することができない。ただし、第1号のポスターについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに1,000枚以内で掲示するほかは、掲示することができない。

- (1) 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において候補者届出政党が使用するものにあつては、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、1,000枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数
 - (2) 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、500枚に当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数を乗じて得た数
 - (2)の2 参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者1人について70,000枚
 - (3) 都道府県の議会の議員、市の議会の議員又は市長の選挙にあつては、公職の候補者1人について1,200枚。ただし、指定都市の市長の選挙にあつては、候補者1人について4,500枚
 - (4) 町村の議会の議員又は長の選挙にあつては、公職の候補者1人について500枚
- 2 前項のポスターは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の行う検印を受け、又はその交付する証紙をはらなければ掲示することができない。この場合において、同項第1号のポスターについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の行う検印又はその交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。
- 3 前2項の規定は、次条第8項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、適用しない。
- 4 第143条第1項第5号のポスターは、衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た3種類以内のものを掲示するほかは掲示することができず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては長さ85センチメートル、幅60センチメートル、それ以外のものにあつては長さ42センチメートル、幅30センチメートルを超えてはならない。
- 5 第143条第1項第5号のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては、名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、候補者届出政党が使用するものにあつては当該候補者届出政党の名称を、衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び前項のポスターである旨を表示する記号を、参議院名簿登載者が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を、併せて記載しなければならない。

（任意制ポスター掲示場）

第144条の4 第144条の2第8項の規定によるほか、都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、同条第3項から第7項まで及び前条の規定に準じて、条例で定めるところにより、第143条第1項第5号のポスターの掲示場を設けることができる。この場合において、ポスターの掲示場の数は、1投票区につき1箇所以上とする。

(ポスター掲示場の設置についての協力)

第144条の5 第144条の2及び前条の規定によりポスターの掲示場を設置する場合には、土地又は工作物の居住者、管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に関し、事情の許す限り協力しなければならない。

(ポスターの掲示箇所等)

第145条 何人も、衆議院議員、参議院(比例代表選出)議員、都道府県の議会の議員又は市町村の議会の議員若しくは長の選挙(第144条の2第8項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした選挙を除く。)については、国、地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、第143条第1項第5号のポスターを掲示することができない。ただし、橋りよう、電柱、公営住宅その他総務省令で定めるもの並びに第144条の2及び第144条の4の掲示場に掲示する場合には、この限りでない。

2 何人も、前項の選挙については、第143条第1項第5号のポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者が不在場合にはその管理者、管理者がない場合にはその所有者(次項において「居住者等」と総称する。)の承諾を得なければならない。

3 前項の承諾を得ないで他人の工作物に掲示された第143条第1項第5号のポスターは、居住者等において撤去することができる。第1項の選挙以外の選挙において、居住者等の承諾を得ないで当該居住者等の工作物に掲示されたポスターについても、また同様とする。

公職選挙法施行規則(抄)

(昭和25年4月20日総理府令第13号)

(ポスターの掲示箇所)

第18条 法第145条第1項ただし書の規定によりポスターを掲示することのできるものは、地方公共団体の管理する食堂及び浴場とする。

建築士法(抄)

(昭和25年5月24日法律第202号)

(定義)

第2条 この法律で「建築士」とは、一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。

2 この法律で「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。

3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。

4～9 略

電気工事士法(抄)

(昭和35年8月1日法律第139号)

(用語の定義)

第2条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第1項に規定する一般用電気工作物をいう。

2～3 略

4 この法律において「電気工事士」とは、次条第1項に規定する第一種電気工事士及び同条第2項に規定する第二種電気工事士をいう。

(電気工事士等)

第3条 第1種電気工事士免状の交付を受けている者(以下「第1種電気工事士」という。)でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事(第3項に規定する電気工事を除く。第4項において同じ。)の作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。)に従事してはならない。

2 第1種電気工事士又は第2種電気工事士免状の交付を受けている者(以下「第2種電気工事士」という。)でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業(一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。)に従事してはならない。

3～4 略

電気事業法(抄)

(昭和39年7月1日法律第170号)

(主任技術者免状)

第44条 主任技術者免状の種類は、次のとおりとする。

- (1) 第1種電気主任技術者免状
- (2) 第2種電気主任技術者免状
- (3) 第3種電気主任技術者免状
- (4) 第1種ダム水路主任技術者免状

- (5) 第2種ダム水路主任技術者免状
 - (6) 第1種ボイラー・タービン主任技術者免状
 - (7) 第2種ボイラー・タービン主任技術者免状
- 2～5 略

職業能力開発促進法（抄）

（昭和44年7月18日法律第64号）

（職業訓練指導員免許）

第28条 準則訓練のうち普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）でなければならない。

2 前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、厚生労働省令で定める職種ごとに行なう。

3～5 略

（技能検定）

第44条 技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種（以下この条において「検定職種」という。）ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。

2 前項の技能検定（以下この章において「技能検定」という。）の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。

3 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

（合格証書）

第49条 技能検定に合格した者には、厚生労働省令で定めるところにより、合格証書を交付する。

地方自治法（抄）

（昭和22年4月17日法律第67号）

（指定都市の権能）

第252条の19 政令で指定する人口50万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

(1)～(12) 略

(13) 屋外広告物の規制に関する事務

2 略

（中核市の権能）

第252条の22 政令で指定する人口20万以上の市（以下「中核市」という。）は、第252条の19第1項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 略

道路法（抄）

（昭和27年6月10日法律第180号）

（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(2)～(6) 略

(7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

(1) 道路の占用（道路に前項各号の1に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

(2) 道路の占用の期間

(3) 道路の占用の場所

(4) 工作物、物件又は施設の構造

(5) 工事実施の方法

(6) 工事の時期

(7) 道路の復旧方法

- 3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2 略

(国の行う道路の占用の特例)

第35条 国の行う事業のための道路の占用については、第32条第1項及び第3項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第2項各号に掲げる事項及び第39条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第37条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- (2) 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- (3) 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

2～3 略

(道路標識等の設置)

第45条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

(道路管理者等の監督処分)

第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- (3) 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2 道路管理者は、左の各号の1に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3～7 略

道路法施行令（抄）

（昭和27年1月24日政令第479号）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第7条 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- (2) 太陽光発電設備及び風力発電設備
- (3) 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- (4) 工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設
- (5) 土石、竹木、瓦その他の工事中材料

- (6)防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- (7)都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- (8)高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第33条第2項第1号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第13号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- (9)トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- (10)次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
- イ 都市計画法第8条第1項第3号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第4号の2の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
- ロ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条の3第1項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）
- (11)建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- (12)道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第9号に掲げる施設に設けるものを除く。）
- (13)高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

（占用の期間に関する基準）

第9条 法第32条第2項第2号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

(1)次に掲げる工作物、物件又は施設 10年以内

イ～チ 略

(2)その他の法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設 5年以内

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第10条 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての同条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第7条第2号に掲げる工作物、同条第3号に掲げる施設、同条第6号に掲げる仮設建築物、同条第7号に掲げる施設、同条第8号に掲げる施設、同条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第12号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1)一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第1項第2号、第11条の2第1項第1号、第11条の3第1項第1号、第11条の6第1項、第11条の7第1項及び第11条の8第1項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

①法(のり)面

②側溝上の部分

③路端に近接する部分

④歩道（自転車歩行者道を含む。第11条の6第1項第2号及び第11条の9第1項第2号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。第11条の6第1項第1号、第11条の9第1項第1号及び第11条の1第1項第1号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分

⑤一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分

ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法(のり)敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が4.5メートル（歩道上にあつては、2.5メートル）以上であること。

ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を

除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

(2) 一般工作物等を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。

ロ 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。

ハ 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該一般工作物等の頂部が地面に接近していること。

(3) 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。

(4) 一般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

(5) 一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

(構造に関する基準)

第12条 法第32条第2項第4号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

ロ 電柱の脚釘(てい)は、路面から1.8メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けるものであること。

ハ 特定仮設店舗等又は第7条第8号に掲げる施設(特定連結路附属地に設けるものを除く。)にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

(2) 略

(3) 橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。

(4) 特定連結路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものであること。

ロ 当該工作物、物件又は施設の規模及び用途その他の状況に応じ、当該工作物、物件又は施設と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けるものであること。

道路交通法(抄)

(昭和35年6月25日法律第105号)

(禁止行為)

第76条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

(1)～(6) 略

(7) 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(道路の使用の許可)

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

(1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

(2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者

(3)～(4) 略

2～7 略

(許可の手續)

第78条 前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定による許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3 所轄警察署長は、前条第1項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4～6 略

(道路の管理者との協議)

第79条 所轄警察署長は、第77条第1項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならない。

(違法工作物等に対する措置)

第81条 警察署長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工作物又は物件（以下この節において「工作物等」という。）の除去、移転又は改修、当該違反行為に係る工事又は作業（以下この節において「工事等」という。）の中止その他当該違反行為に係る工作物等又は工事等について、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 第76条第1項又は第2項の規定に違反して工作物等を設置した者
- (2) 第76条第3項の規定に違反して物件を置いた者
- (3) 第77条第1項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行なった者
- (4) 第77条第3項又は第4項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者
- (5) 第77条第7項の規定に違反して当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなかつた者

2～12 略

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第82条 警察署長は、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等について道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置をとることを命ずることができる。

2～3 略

(工作物等に対する応急措置)

第83条 警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等又は転落積載物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該工作物等又は転落積載物等の除去、移転その他応急の措置を採ることができる。

2～3 略

建築基準法（抄）

(昭和25年5月24日法律第201号)

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- (1) 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
- (2) 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの
- (3) 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの
- (4) 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）、準都市計画区域（市町村長が市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2～15 略

(看板等の防火措置)

第64条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3メートルをこえるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

(工作物への準用)

第88条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第3条、第6条（第3項を除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第1号から第3号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第4号の建築物に係る部分に限る。）、第6条の2、第6条の3（第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。）、第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の5（第6条の3第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。）、第8条から第11条まで、第12条第5項から第8項まで、第13条、第18条（第4項から第11項まで及び第22項を除く。）、第20条、第28条（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第32条、第33条、第34条第1項、第36

条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第37条、第40条、第3章の2（第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第86条の7第1項（第28条の2（第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第86条の7第2項（第20条に係る部分に限る。）、第86条の7第3項（第32条、第34条第1項及び第36条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで及び第18条第22項の規定を準用する。この場合において、第20条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。第86条の7第2項（第20条に係る部分に限る。）、第86条の7第3項（第32条、第34条第1項及び第36条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条及び第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで及び第18条第13項の規定を準用する。

2～4 略

建築基準法施行令（抄）

（昭和25年11月16日政令第338号）

（工作物の指定）

第138条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。）とする。

- (1) 高さが6メートルを超える煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）
- (2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）
- (3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 高さが2メートルを超える擁壁

2～3 略

（広告塔又は高架水槽等）

第141条 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第3号及び第4号に掲げる工作物に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通大臣が定める構造方法により鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強した場合を除き、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。
- (2) 次項から第4項までにおいて準用する規定（第7章の8の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

- 2 前項に規定する工作物については、第5章の4第3節、第7章の8並びに第139条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する工作物のうち前項において準用する第139条第1項第3号又は第4号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第36条、第36条の2、第49条並びに第80条において準用する第72条及び第74条から第76条までの規定を除く。）を準用する。
- 4 第1項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第2項に規定するもののほか、第36条の3から第42条まで、第44条、第46条第1項及び第2項、第47条、第3章第5節、第6節及び第6節の2並びに第80条の2の規定を準用する。

刑法（抄）

（明治40年4月24日法律第45号）

（わいせつ物頒布等）

第175条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

- 2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

軽犯罪法（抄）

（昭和23年5月1日法律第39号）

（軽犯罪）

第1条 左の各号の1に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

- (1)～(32) 略

(33) みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者

- (34) 略

行政代執行法（抄）

（昭和 23 年 5 月 15 日法律第 43 号）

（代執行）

第 2 条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第 3 者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

（戒告・代執行令書）

第 3 条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前 2 項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

（費用の徴収）

第 5 条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第 6 条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

以下略

行政不服審査法（抄）

（昭和 37 年 9 月 1 日法律第 160 号）

（処分についての審査請求）

第 2 条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

第 4 条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- (1) 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- (2) 宮内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- (3) 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前二号に掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣
- (4) 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

（再調査の請求）

第 5 条 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第二条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該処分につき再調査の請求をした日（第六十一条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して三月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合
- (2) その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

（審査請求書の提出）

第 19 条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 審査請求に係る処分の内容
- (3) 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日
- (4) 審査請求の趣旨及び理由
- (5) 処分庁の教示の有無及びその内容
- (6) 審査請求の年月日

住民基本台帳法（抄）

（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第 30 条の 10 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- (1) 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- (2) 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
- (3) 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

景観法（抄）

（平成 16 年 6 月 18 日号外法律第 110 号）

（景観計画）

第 8 条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第 11 条及び第 14 条第 2 項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- (1) 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- (2) 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- (3) 地域間の交流の拠点となる土地の区域であつて、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- (4) 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であつて、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- (5) 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- (2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (3) 第 19 条第 1 項の景観重要建造物又は第 28 条第 1 項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限り。）
- (4) 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）による河川、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和 25 年法律第 208 号）による港湾、漁港、漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第 10 条第 2 項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であつて、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの

- ① 道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準
- ② 河川法第 24 条、第 25 条、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項（これらの規定を同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）の許可の基準
- ③ 都市公園法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項の許可の基準
- ④ 津波防災地域づくりに関する法律第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可の基準
- ⑤ 海岸法第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 37 条の 4 又は第 37 条の 5 の許可の基準
- ⑥ 港湾法第 37 条第 1 項の許可の基準
- ⑦ 漁港漁場整備法第 39 条第 1 項の許可の基準

ニ 第 55 条第 1 項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ホ 自然公園法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限り。）

3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。

- 4 第2項第2号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- (1) 第16条第1項第4号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
- (2) 次に掲げる制限であって、第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
- イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
- ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ニ その他第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 5 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 景観計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条第1項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 9 景観計画に定める第2項第4号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 10 第2項第4号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第1号及び第4号ニに掲げる事項並びに第3項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 11 景観計画に定める第2項第4号ホに掲げる事項は、自然公園法第2条第5号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。
- （景観重要建造物の指定）
- 第19条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第21条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第204号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。
- （景観重要樹木の指定）
- 第28条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第30条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

山形県景観条例

（平成19年12月21日山形県条例69号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関する施策を講ずることにより、良好な景観の将来の世代への継承並びに心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 知事は、県土における良好な景観の形成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 県土における良好な景観の形成に関する目標

(2) 県土における良好な景観の形成に関する施策に係る基本的な方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、県土における良好な景観の形成に関する重要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、山形県景観形成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(県の責務)

第4条 県は、法第2条に定める基本理念及び基本方針（以下「基本理念等」という。）に基づき、自然、歴史、文化等の地域の特性を生かした良好な景観の形成に関し、広域にわたり、かつ、総合的な施策を策定し、及び市町村との連携の下にこれを実施する責務を有する。

2 県は、市町村が良好な景観の形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するときは、必要な協力を行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念等に基づき、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念等に基づき、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定等)

第7条 知事は、基本理念等に即して、法第8条第1項の規定により景観計画を定めるものとする。

2 知事は、法第8条第1項の規定により景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

第2節 景観形成重点地域

(景観形成重点地域の指定等)

第8条 知事は、法第8条第1項の規定により景観計画を定めたときは、当該景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）内において、同項第1号又は第2号に該当し、かつ、2以上の市町村の区域にわたる区域その他これに準ずる区域で、景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限を特に強化する必要があるものを、景観形成重点地域として指定することができる。

(景観形成重点地域の指定等の提案)

第9条 市町村の長は、当該市町村の区域の全部又は一部について、知事に対し、景観形成重点地域として指定することを提案することができる。

2 前項の規定は、前条の規定により指定された景観形成重点地域の区域の変更について準用する。

(景観行政団体である市町村との連携)

第10条 県は、第8条の規定により指定した景観形成重点地域と一体をなす区域の全部又は一部をその区域とする景観行政団体である市町村と、良好な景観の形成に関する施策を効果的に実施できるよう連携を図るものとする。

第3節 行為の規制等

(追加行為)

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下「追加行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（法第16条第1項第3号に掲げるものを除く。）

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆（たい）積

(届出事項等)

第12条 追加行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。

2 追加行為に係る法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

3 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該追加行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(適用除外行為の追加)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- (2)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆（たい）積で、堆（たい）積の期間が30日を超えて継続しないもの
 - (3)規則で定める公共的団体（以下「公共的団体」という。）が行う行為
 - (4)法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの
 - (5)法第16条第1項各号に掲げる行為で、市町村（景観行政団体である市町村を除く。）の良好な景観の形成に関する条例の規定による規制により、当該市町村が良好な景観の形成を図ることができると知事が認めて指定する区域（以下「市町村条例規制区域」という。）内において行われるもの
- 2 知事は、市町村条例規制区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。
 - 3 知事は、市町村条例規制区域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
 - 4 市町村条例規制区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
 - 5 前3項の規定は、市町村条例規制区域の指定の解除及び区域の変更について準用する。

（公共的団体に関する特例等）

- 第14条 公共的団体は、県景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該公共的団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとするべき措置について協議を求めることができる。

（特定届出対象行為）

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1)建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2)工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

（勧告の手続等）

第16条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（変更命令等の手続）

第17条 知事は、法第17条第1項前段又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

（届出対象外行為に係る要請）

第18条 知事は、県景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為（同項の規定による届出を要する行為を除く。）をしようとする者又はした者に対し、当該行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その必要な限度において、当該制限に適合させるために必要な措置をとることを要請することができる。

第4節 景観重要建造物

（景観重要建造物の指定の手続等）

第19条 知事は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物が所在する市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 県は、法第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物が所在する市町村（第21条において「関係市町村」という。）と連携を図りながら、当該景観重要建造物と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第20条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1)景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。
- (2)消火器の設置その他の景観重要建造物に係る防災上の措置を講ずること。
- (3)景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める基準

（原状回復命令等の手続）

第21条 知事は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 知事は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 知事は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

第5節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定の手続等)

第22条 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする樹木が所在する市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 県は、法第28条第1項の規定により指定した景観重要樹木が所在する市町村（第24条において「関係市町村」という。）と連携を図りながら、当該景観重要樹木と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第23条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪（せん）定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める基準

(原状回復命令等の手続)

第24条 知事は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

第6節 景観重要公共施設

(関係市町村との連携)

第25条 県は、景観計画において法第8条第2項第4号ロの景観重要公共施設の整備に関する事項を定めたときは、当該景観重要公共施設が所在し、又は所在することとなる市町村（次項において「関係市町村」という。）と連携を図りながら、当該景観重要公共施設と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

2 関係市町村は、当該景観重要公共施設の整備がその周辺の良好な景観に大きな影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、県に対し、必要な協力を要請することができる。

第3章 眺望景観資産

(眺望景観資産の指定等)

第26条 知事は、眺め（一定の地点（以下「視点」という。）から主たる対象物を眺望する景観をいう。以下同じ。）のうち、主たる対象物が次の各号のいずれかに該当し、かつ、将来の世代に引き継いでいくべき良好なものを、眺望景観資産として指定することができる。

(1) 建造物

(2) 樹木

(3) 田畑

(4) 山

(5) 河川

(6) 海岸

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 知事は、前項の規定による眺望景観資産の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする眺めに係る視点が所在する市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第1項の規定により指定された眺望景観資産の指定の解除について準用する。

(眺望景観資産の指定の提案)

第27条 市町村、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体は、県内の眺めについて、知事に対し、眺望景観資産として指定することを提案することができる。

(眺望景観資産に係る施策の推進)

第28条 県は、第26条第1項の規定により指定した眺望景観資産（以下「眺望景観資産」という。）に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

2 県は、眺望景観資産に係る視点が所在する市町村と連携を図りながら、当該眺望景観資産が地域の活性化に生かされるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

第4章 景観回廊

(景観回廊の指定等)

第29条 知事は、道路、鉄道又は河川に沿った区域で2以上の市町村の区域にわたるものその他これに準ずるものうち、良好な景観を生かした観光その他の地域間の交流の促進による地域の活性化が見込まれるものを、景観回廊

として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による景観回廊の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域の一部をその区域とする市町村の長及び審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 前項の規定は、第1項の規定により指定された景観回廊の区域の変更について準用する。

(景観回廊の指定等の提案)

第30条 市町村の長は、当該市町村の区域の一部について、知事に対し、景観回廊として指定することを提案することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項の規定により指定された景観回廊の区域の変更について準用する。

(景観回廊に係る施策の推進)

第31条 県は、第29条第1項の規定により指定した景観回廊について、当該景観回廊の区域の全部又は一部をその区域とする市町村、当該景観回廊の区域内の住民その他良好な景観を生かした地域間の交流の促進と関連がある者と連携を図りながら、当該景観回廊の固有の特性を生かした地域の活性化が推進されるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

第5章 公共事業に係る良好な景観の形成

(公共事業景観形成基準の策定等)

第32条 知事は、県が実施する土木その他の建設事業に係る良好な景観の形成のための基準（以下「公共事業景観形成基準」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により公共事業景観形成基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により公共事業景観形成基準を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、公共事業景観形成基準の変更について準用する。

(公共事業景観形成基準の遵守)

第33条 県は、土木その他の建設事業の実施に当たっては、公共事業景観形成基準を遵守するものとする。

第6章 削除

第34条から第41条まで 削除

第7章 雑則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第3条、第2章第1節、第6章及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市町村条例規制区域の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第13条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成20年10月14日条例第51号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月8日条例第17号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年2月8日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に山形県屋外広告物審議会又は山形県景観審議会に諮問されている事項については、審議会に諮問されているものとみなす。

山形県景観規則

(平成20年2月26日山形県規則7号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 景観計画

(景観形成重点地域の告示)

第2条 知事は、条例第8条の規定により景観形成重点地域を指定したときは、当該景観形成重点地域の名称及び区域を告示するものとする。

(景観形成重点地域の提案に対する判断等)

第3条 知事は、条例第9条第1項の規定による提案に係る区域を景観形成重点地域として指定する必要があると認めるときはその旨を、必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、当該提案をした市町村の長に通知するものとする。

(行為の届出)

第4条 省令第1条第1項及び条例第12条第1項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書(別記様式第1号)によるものとする。

2 条例第12条第1項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

(1) 条例第11条第1号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採に限る。)にあっては、次に掲げる図書

イ 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

ロ 廃土の堆(たい)積方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

ハ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(2) 条例第11条第2号に掲げる行為にあっては、堆(たい)積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

3 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(別記様式第2号)を提出して行うものとする。

4 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、速やかに、景観計画区域内における行為の中止届出書(別記様式第3号)により知事に届け出なければならない。

(公共的団体)

第5条 条例第13条第1項第3号の規則で定める公共的団体は、法第92条第1項の規定により知事が指定した景観整備機構とする。

(適用除外行為の規模等)

第6条 条例第13条第1項第4号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

(1) 煙突、広告塔、高架水槽その他これらに類するもの

(2) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く。)、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの

(3) 電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するもの

(4) 前3号に掲げる工作物以外の工作物

2 条例第13条第1項第4号の規則で定める規模以下のものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該建築物の高さが13メートル以下で、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下であるもの

(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が400平方メートル以下であるもの

(3) 前項第1号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この項において「建設等」という。) 当該建設等に係る工作物の高さが13メートル以下であるもの

(4) 前項第2号及び第4号に掲げる工作物の建設等 当該建設等に係る工作物の高さが13メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下であるもの

(5) 前項第3号に掲げる工作物の建設等 当該建設等に係る工作物の高さが20メートル以下であるもの

(6) 法第16条第1項第3号及び条例第11条第1号に掲げる行為 当該行為に係る面積が3,000平方メートル以下であって、当該行為により生じる法(のり)面又は擁壁の高さが5メートル以下で、かつ、長さが30メートル以下であるもの

(7) 条例第11条第2号に掲げる行為 当該行為に係る物件の高さが5メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートル以下であるもの

(身分証明書)

第7条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第4号によるものとする。

(省令第8条第1項第6号に掲げる事項を通知する方法)

第8条 省令第8条第2項の規定により定める方法は、同条第1項第6号に掲げる事項を示した縮尺2,500分の1以上の図面を送付する方法とする。

(景観重要建造物を表示する標識)

第9条 法第21条第2項の規定により設置する標識は、所有者と協議の上、景観重要建造物の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可申請)

第10条 法第22条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書(別記様式第5号)を提出して行うものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第11条 条例第20条第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

(1)景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。

(2)景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(景観重要樹木を表示する標識)

第12条 法第30条第2項の規定により設置する標識は、所有者と協議の上、景観重要樹木の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更許可申請)

第13条 法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書(別記様式第6号)を提出して行うものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第14条 条例第23条第3号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

(1)景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、適切に保育すること。

(2)景観重要樹木に滅失、枯死等のおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(景観重要建造物等の告示)

第15条 知事は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしたときは、当該景観重要建造物の指定の年月日、名称、所在地及び同項に規定する土地その他の物件を告示するものとする。

2 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしたときは、当該景観重要樹木の指定の年月日、樹種及び所在地を告示するものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第16条 法第43条の規定による所有者の変更の届出は、景観重要建造物(景観重要樹木)所有者変更届出書(別記様式第7号)を提出して行うものとする。

第3章 眺望景観資産

(眺望景観資産の告示)

第17条 知事は、条例第26条第1項の規定による眺望景観資産の指定をしたときは、当該眺望景観資産の指定の年月日、名称、視点及び主たる対象物を告示するものとする。

(主たる対象物)

第18条 条例第26条第1項第7号の規則で定める主たる対象物は、次に掲げる対象物とする。

(1)市街地又は集落を形成している区域

(2)市街地内又は集落内の道路及びその沿道の建築物等

(眺望景観資産の提案に対する判断等)

第19条 第3条の規定は、条例第27条の規定による提案について準用する。この場合において、第3条中「第9条第1項」とあるのは「第27条」と、「区域を景観形成重点地域」とあるのは「眺めを眺望景観資産」と、「市町村の長」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第4章 景観回廊

(景観回廊の告示)

第20条 知事は、条例第29条第1項の規定による景観回廊の指定をしたときは、当該景観回廊の指定の年月日、名称及び区域を告示するものとする。

(景観回廊の提案に対する判断等)

第21条 第3条の規定は、条例第30条第1項の規定による提案について準用する。この場合において、第3条中「第9条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、「景観形成重点地域」とあるのは「景観回廊」と読み替えるものとする。

第5章 景観協定

(景観協定の認可申請等)

第22条 法第81条第4項の規定による認可の申請及び法第84条第1項の規定による認可の申請は、景観協定(変更)認可申請書(別記様式第8号)を提出して行うものとする。

2 法第88条第1項の規定による認可の申請は、景観協定廃止認可申請書(別記様式第9号)を提出して行うものとする。

第6章 景観整備機構

(景観整備機構の指定の申請等)

第23条 法第92条第1項の規定による指定の申請は、景観整備機構指定申請書(別記様式第10号)を提出して行う

ものとする。

- 2 法第92条第3項の規定による変更の届出は、景観整備機構変更届出書（別記様式第11号）を提出して行うものとする。

第7章 雑則

（書類の経由等）

第24条 法、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る区域を所管する総合支庁の長を経由するものとする。

- 2 法第16条第1項の規定により提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年11月21日規則第93号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

